

04 国民健康保険の保険料率

令和7年度の保険料率

区分	料率
所得割	13.76%
均等割(1人あたり)	48,778 円
平等割(1世帯あたり)	46,467 円

※基礎賦課分、後期支援分、介護分の合算

・保険料は、「所得割」「均等割」「平等割」の合計です。

所得割：前年中の所得で算出
均等割：1人につき定額
平等割：1世帯につき定額

・納付する人は世帯主です。

05 平成30年度から国民健康保険制度が変わりました

国民健康保険の運営は、以前は市町村ごとに行われていましたが、全国的な医療費の増加や自治体の小規模化により、運営が年々厳しい状況に。

そこで始まったのが、「国保の都道府県化」です。

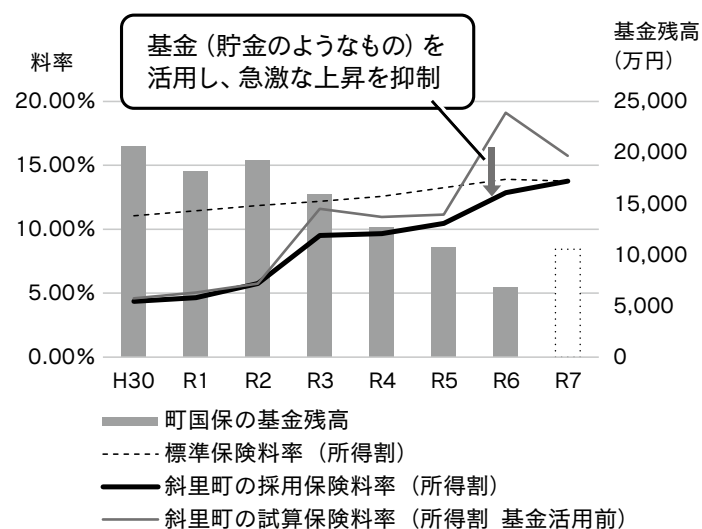
以前は、町の所得と医療費推計から保険料率を決めていましたが、都道府県化により全道の医療費や所得などにより保険料率を決めることになりました。

斜里町は、道内の他市町村に比べ所得水準が高いため、所得に対する保険料率を低く設定できていましたが、都道府県化により保険料率が上昇しています。

令和7年度の試算では、標準保険料率※を超え、今後も同じ状況が続く見込みのため、今後は標準保険料率を上限として、毎年の保険料率を決定します。

※標準保険料率… 町が道に「納付金(国保運営費)」を支払うために必要な保険料率の目安として、道が算出するもの。

標準保険料率 町の保険料率 基金残高の推移



保健事業を活用して健康を維持しましょう！

斜里町では、特定健診の受診で行政ポイントの発行を行っているほか、ウォーキングやいきいき百歳体操への参加で健幸ポイントを貯めることができます。毎年の健診受診と日々の運動を習慣づけ、健康の維持を目指しましょう。北海道全体の医療費が減少すると保険料が下がることにも繋がります。

(R5特定健診受診率 道:30.6% 斜里町:29.0% 国の定める目標値:60%)

健幸ポイントについて 図 ぽると21 健康支援係 ☎0152-26-7116



健幸ポイントについて

図 住民生活課 医療年金係 ☎0152-26-8314

国民健康保険のしくみ

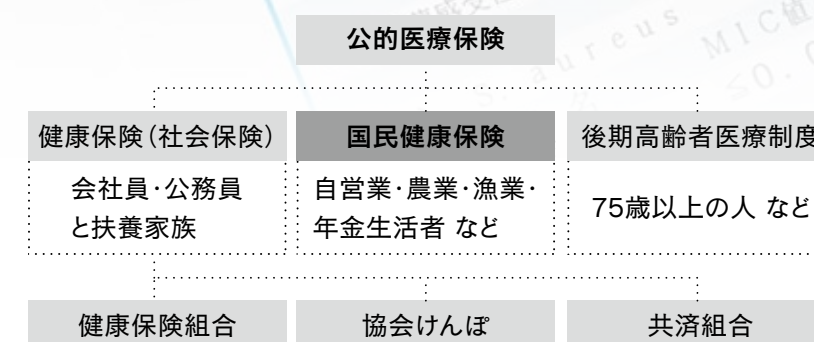
国民健康保険とは、みんなでお金を出し合い、個々の医療費の自己負担を軽減しようという助け合いの制度です。

職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人を除くすべての人が国民健康保険に加入します。

01 日本の健康保険制度

日本では原則として、すべての国民が生まれたときから何らかの公的医療保険に加入します。これを「**国民皆保険**」といいます。

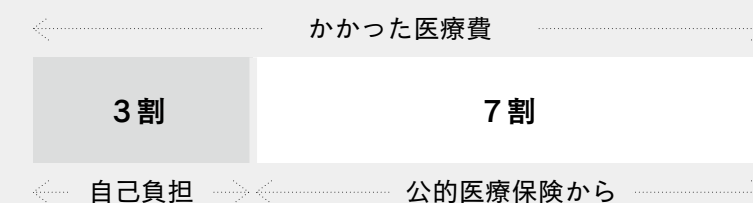
公的医療保険には大きく分けて「**健康保険**」「**国民健康保険**」「**後期高齢者医療制度**」の3つがあり、そこからさらに種類が分かります。



02 病院窓口で払う医療費は原則3割

病院を受診した時、保険証(資格確認証)を持っていれば、窓口で支払う金額は原則※として医療費の3割です。例えば医療費が5,000円の場合は、自己負担は1,500円となります。

※自己負担割合は年齢層別などで異なります。



★斜里町では、「北海道の助成」に合わせ「町の独自助成」により、**高校生までの自己負担を無料**としています。

国民健康保険の加入・脱退の手続きは、役場医療年金係(庁舎3番窓口)またはウトロ支所でお手続きしてください。

03 国民健康保険の加入・脱退の手続きは？

	こんなとき	持参するもの
加入	転入してきたとき	転出証明書
	他の健康保険をやめたとき	職場の健康保険を脱退した証明書
脱退	転出するとき	資格確認書
	他の健康保険に加入したとき	国保と健保の資格確認書または健康保険加入証明書